



諮問 第 2 号
平成 30 年 3 月 9 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子



諮 問 書

特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 28 年総務省告示第 244 号。以下「実施指針」という。）の一部を改正するため、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号）第 3 条第 6 項及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令（平成 2 年政令第 263 号）に基づき、別添実施指針改正案について諮問する。

○総務省告示第 号

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第三条第五項の規定に基づき、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成二十八年総務省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(別添)

改正後

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

〔1〕(3) 略

(4) 地域特定電気通信設備供用事業

法附則第五条第二項第二号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。

〔ア〕 略

イ 「特定電気通信設備」

設備等省令第一条第一項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項及び第六十八条の二十六第一項に規定する情報流通円滑化設備並びに地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）附則第十五条第四十六項に規定する対象特定電気通信設備については、法附則第五条第一項第二号に規定する助成金の交付対象とならない。

その際、設備等省令第一条第一項第二号に規定する「主として当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのもの」とは、当該電気通信設備の記憶装置の容量の過半が、安定的に当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（設備等省令第二条第二号に規定する東京圏を除く。）において当該情報の提供を受ける者に利用されることが見込まれるものとする。

〔ウ〕オ 略

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

〔1〕(4) 略

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア 当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第一条第一項各号のいずれに該当するか（同項第一号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域を、同項第二号に該当する場合は、当該電気通信設備の利用を想定する者の居住又は所在する都道府県・市町村名及びその利用率を、併せて記載すること。）

〔イ〕ウ 略

エ 認定を受けようとする者が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二条各号のいずれに該当するか（同条第一号に該当する場合は、同号に規定する生産等設備の取得価額の合計額も記載すること。）

改正前

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

〔1〕(3) 同上

(4) 地域特定電気通信設備供用事業

法附則第五条第二項第二号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。

〔ア〕 同上

イ 「特定電気通信設備」

設備等省令第一条第一項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項及び第六十八条の二十六第一項に規定する特定電気通信設備については、法附則第五条第一項第二号に規定する助成金の交付対象とならない。

〔ウ〕オ 同上

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

〔1〕(4) 同上

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア 当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第一条第一項各号のいずれに該当するか（同項第一号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域も記載すること。）

〔イ〕ウ 同上

エ 認定を受けようとする者が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の八各号のいずれに該当するか（同条第一号に該当する場合は、同号に規定する生産等設備の取得価額の合計額も記載すること。）

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

〔1〕(4) 略

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。

さらに、地域内における情報流通の促進によつて我が国における情報の円滑な流通の確保に資するため、特定電気通信設備の設置地域の近傍における利用の利点を適切に情報提供するなど、地域内における利用の促進に配慮すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

〔1〕(4) 同上

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。

「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 28 年総務省告示第 244 号。
以下「実施指針」という。）」の改正概要

総務省総合通信基盤局データ通信課

1 実施指針の概要

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 条に規定する通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業並びに同法附則第 5 条第 2 項に規定する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の内容、実施方法、実施に際して配慮すべき重要事項等について定めるものである。

2 実施指針の改正の概要

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号）の改正に伴い、地域特定電気通信設備供用事業の内容等についての記載を改める必要があるため、実施指針について改正を行う。

以上

関係条文

○特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

（実施指針）

第三条 総務大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業につきそれぞれ定めなければならない。

2～5 （略）

6 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

7 （略）

附 則（抄）

（実施指針等の特例）

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間における第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項各号並びに第五条第三項の規定の適用については、(略) 第三条第一項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは「、地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業」と、第四条第一項及び第二項各号並びに第五条第三項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

（機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例）

第五条 （略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの（以下この号において「特定電気通信設備」という。）を他人の利用に供する事業であって、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。

3 （略）

○特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令（平成二年政令第二百六十三号）

特定通信・放送開発事業実施円滑化法第三条第六項の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。